

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型独自サービス

訪問契約書

①重要事項説明書

②訪問介護契約書

(個人情報使用同意書)

指定訪問介護事業所

四つ葉介護サービス

第1号訪問事業

訪問介護相当サービス
重要事項説明書

説明日	令和 6 年 月 日
説明者	中 島 房 子

このパンフレットは、お客様が訪問介護（ホームヘルプサービス）の契約にあたってお客様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎当事業所の概要

事業所名	四つ葉介護サービス
所在地	岐阜県瑞浪市上平町4-43番地
指定事業所番号	岐阜県2171600527号
開設年月日	平成21年8月1日
連絡先	TEL 0572-68-1220 FAX 0572-68-1265
緊急時の連絡先	TEL 0572-68-1220
管理者連絡先 (氏名) 中島房子	TEL 0572-68-1220 FAX 0572-68-1265
営業日・営業時間 事務所休日(土・日) ※電話での対応可能	平日 午前8時～午後7時 土曜日 午前8時～午後7時 休祝日 午前8時～午後7時 年末年始 休日(12月30日～1月3日) ※時間外は転送電話にて対応致します。
通常サービス提供 実施地域	瑞浪市
事業の目的・運営方針	事業所の資格者(訪問介護員)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。 *介護保険法令の遵守 *公正中立な介護の提供

◎当事業所の職員体制

		資 格	常 勤	非常勤	計
サービス 従事者	訪 問 介 護 員	介護福祉士	2	5	7 名
		介護職員初任者 研修課程修了者	0	3	3 名
		計	2 名	8 名	10 名

○訪問介護員は、介護福祉士または介護職員初任者研修課程を修了したものです。

○ 介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護を行ったり、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。

○訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をもとめることができます。

◎ヘルパーが出来ない行為・・・医療行為は出来ません。

◎こんなサービス(ホームヘルプサービス)が利用できます。

訪問介護（相当サービス）は、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」の2つに分けられます。

身体介護

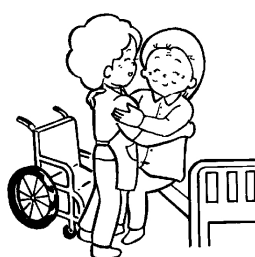
ホームヘルパーが

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助
- ②介助に必要な準備及び後かたづけ
- ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です

起床介助



移乗・移動介助



食事介助



生活援助

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。

掃除・ごみ出し



洗濯



調理



ベッドメイク



買い物



衣服の整理・被服の補修



◎次のサービスは（訪問介護相当サービスでは）提供できません。



利用者本人以外の洗濯・調理
・買い物・布団干し



花木の水やり



主として利用者が使用する
居室等以外の掃除



来客の応接



ペットの世話



草取り

◎訪問介護相当サービス

一緒に行うことで自立に向けた支援を中心に、希望のサービス内容を決めて頂き、必要となる支援内容を確認し訪問援助させていただきます。

◎具体的な利用料は、次の通りです。

下記の利用料が1ヶ月分の(1割)自己負担して頂く目安です。(介護負担割合証に基づく)

訪問介護相当サービス 予防訪問介護 (Ⅰ)	おおむね 週一回訪問	利用代金 1ヵ月	(加算プラス) 1439円
訪問介護相当サービス 予防訪問介護 (Ⅱ)	おおむね 週二回訪問	利用代金 1ヵ月	(加算プラス) 2875円
訪問介護相当サービス 予防訪問介護 (Ⅲ)	おおむね 週三回訪問	利用代金 1ヵ月	(加算プラス) 4562円

利用代金は1ヶ月の定額となります。契約者の体調不良などで利用回数が、定めた回数よりも少なかった場合も、割引はありません。

※利用代金、別途に加算を頂きます。(下記の通り)

[加算項目]

- ☒初回同行訪問加算 (200 円).....初回訪問時にサービス担当責任者が同行致します。
- ☒介護職員処遇改善加算 [Ⅱ] 22.4%の加算を頂きます。

◎交通費

通常サービス提供実施地域 → 無料

◎水道代・ガス代・電話代

サービス中に使用した水道代・ガス代・やむを得ず使用した際の電話代は利用者様の実費負担となります。

◎サービス利用のキャンセルについて

予約していたサービスの利用を中止する場合、キャンセルの連絡をお願い致します。

第1号訪問介護相当事業は利用料が定額制の為	キャンセル料は不要です。
-----------------------	--------------

◎契約の解約

当社に7日前までに解約の申し出の時は、希望する日に解約することができます。

◎支払方法 (利用者負担金)

- サービスを利用した場合、翌月10日頃までに前月分の利用料「請求書」をお渡しします。
- 請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認ください。
- 支払方法は口座自動引き落としとさせていただきます。
- 振替日・引き落とし日は、翌月の27日です。
- お支払いいただきましたら、領収証を発行しますので、大切に保管してください。

◎第三者評価の実施

- 現在、当事業所は第三者評価を受けていません。

◎事故発生時の対応について

- 物を壊してしまったり、お怪我をさせてしまった時は、すぐに事務所(管理者)に連絡いたします。管理者は必要に応じて現場に駆けつけ対応いたします。
- マニュアルに従い状況等を正確に記録し事故報告致します。
- 必要に応じて県事務所・市役所・居宅介護支援事業所に報告いたします。
- 事故等の原因を究明し、全スタッフに伝え再発防止について努めてまいります。
- 報告連絡等は、事故発生・緊急時の連絡網で行います。

◎損害賠償

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。
当事業所がお客様に対して賠償すべきことが起こった場合は、
誠実に対応するとともに、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	日新火災介護総合賠償責任保険
保険の内容	当事業所の訪問介護員がお客様にけがをさせたときの、賠償保険 当事業所の訪問介護員がお客様の家財を壊してしまったときの、損害賠償保険
当事業所の 連絡担当者	(氏 名) 中島房子 (連絡先) 0 5 7 2 - 6 8 - 1 2 2 0

◎プライバシー保護について

- 当事業所は、お客様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。
- サービス担当者会議などでお客様やそのご家族の情報を利用するには、お客様の同意が必要となりますので、別に作成する同意書（「訪問介護相当サービス利用契約における個人情報使用同意書」）に記名・押印いただくことになります。

◎ケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

- 当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。
- また、お客様がケアプラン（居宅サービス計画）の変更を希望される場合は速やかにご担当のケアマネジャーへ連絡し、調整いたします。

◎職場環境

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。ハラスメント事例が発生した場合マニュアル等を基に即座に対応するとともに、再発防止会議等により再発防止策を検討します。

◎虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等、必要な体制の整備を行います。虐待を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

◎感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について衛生管理に努めます。感染症の予防及び防止のための研修を定期的の実施します。

◎業務継続に向けた取り組みについて

非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、計画に従って必要な措置を講じます。

◎契約の終了

利用者が介護保険施設に入所（入院）した場合、自立（非該当）と認定された場合や、死亡された時には、契約は自動的に終了します。

◎契約の解約について

お客様は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには文書で通知を行い、直ちに契約を解約する事ができます。当社が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります。

（1か月前に文書でお知らせいたします）。

◎こんな場合はこちらまで

当社と連絡を取りたい場合

0572-68-1220

緊急を要する場合

<緊急連絡先> 0572-68-1220



◎サービスの提供に関する相談、苦情について

①苦情相談窓口

四つ葉介護サービス （担当者）中島房子	所在地 瑞浪市上平町4丁目43番地 連絡先 （0572）68-1220 受付時間 （平日） 午前9時～午後5時
瑞浪市高齢介護課	所在地 瑞浪市上平町1丁目1番地 連絡先 （0572）68-2111 受付時間 （平日） 午前9時～正午 午後1時～午後5時
岐阜県国民健康保険団体連合 （介護保険課苦情相談係）	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番1号 連絡先 （058）275-9826 受付時間 （平日） 午前9時～午後5時

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順

- 苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の相談を行う。
- 管理者は訪問介護員に事実関係の確認を行う。
- 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する。
- 相談担当者が必要があると判断した場合には、事業所内で検討会議を行う。
- 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）

③その他参考事項

- 事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。
- 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけるよう、定期的にミーティングを行う。

(介護保険サービスの苦情について)

岐阜県国民健康保険団体連合 (介護保険課苦情相談係)	連絡先 (058) 275-9826 受付時間 (平日) 午前9時～午後5時
-------------------------------	---

(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて)

瑞浪市高齢介護課	連絡先 (0572) 68-2111 受付時間 (平日) 午前9時～正午 午後1時～午後5時
----------	--

◎当事業所の法人概要

法人名	株式会社 四つ葉介護サービス
所在地	岐阜県瑞浪市上平町4丁目43番地
設立年月	平成21年6月5日
代表取締役	中島房子
電話番号・FAX	TEL 0572-68-1220 FAX 0572-68-1265